

令和5年度

第11回あさぎり町農業委員会  
議事録

開会日：令和6年2月9日（金）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第11回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年2月9日(金)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年2月9日 午後1時30分	会 長	杉下 和治		
	閉 会	令和6年2月9日 午後2時13分	会 長	杉下 和治		
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員  出 席 25名 欠 席 1名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	×	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○	
議 事 録 署 名 委 員	22番 北川 浩臣		23番 井手 久美子			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹		主 幹 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 報告第4号 農地の賃借料情報の提供について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画(第2回)の決定について					

## 開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和5年度第11回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。2月に入りましてですね。気温の寒暖差も大きいですので、体調管理には、十分注意していただきたいと思います。本日はですね、5番の樫木議員より、欠席の報告がありましたので、御報告いたします。出席委員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、22番、北川浩臣委員。23番井手久美子委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

### 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告します。資料は2ページから3ページです。今回は8件の合意解約です。解約理由について、2ページを御覧ください。申請番号21番は、農地中間管理事業貸付けのため、22番から23番は、所有権移転のため、24番は、契約内容変更のため、25番は、経営規模縮小のため、となっています。3ページを御覧ください。26番は、自作のため、27番から28番は耕作困難のためとなっています。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は4ページから9ページです。今回は5件の届出が提出されております。5ページを御覧ください。令和5年7月1日現在の農地所有適格法人経営概要表となっております。6ページは、令和6年1月1日現在、7ページは、令和5年12月1日現在、8ページは、令和5年9月1日現在、9ページは令和5年10月1日現在となっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので以上で報告第2号を終わります。

### 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は10ページから13ページです。10ページを御覧ください。今回は、地区担当農業委員による現地調査による9筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、上地区、畑、7筆、5,463.52㎡、免田地区、畑、3筆、771.08㎡です。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。すいません。私のほうから質問ですけど、この後、写真を見ていただいていると思いますけれども、上北の溝上の報告番号29から35の合計面積が約5,500㎡ぐらいになつとですよ。ちょっと疑問に思ったものですから、今日の午前中の農地調査班の現地調査のときに、現場を見てきました。余りにも広大な土地で、これは多分ソルゴーが作付されてあるんですけども収穫ができておりません。ここは農地として、使えんのかなあという疑問がありましたので、地区担当委員の谷川委員より、このいきさつとかの説明をお願いします。

○17番委員（谷川 新二君） この件につきまして、すいません、総会資料の10ページ、ちょっと網掛けの部分を見ていただければ分かると思うんですけど、入り口がないんですよ。もともとですよ、実際あるのは、今、手前に住宅があってその前の道を通っていくしか本当はないんですけども、実際2mほどしかないんですよ。今、私たちが作っていくというわけにもちょっといかないんですけど、まずトラクターが通りません。現状はですね、実際、昨年までつくられた耕作者の方については、手前の畑をですね間借りして、農業試験場のほうを通って帰られていたんですけど、その方につきましても、ここ数年つくられただけで、実際もともと3分の1程度、前任者、前任の方がつくられた農地ちゅうか、牧草地を作られたんですけどやめられた関係で、所有者さんがですね、近くの酪農家の方につくってくれんかということで話がいったかと私は聞いてるんですけど。そのあとについては、今の前任の耕作者の方がもうやめるに当たり、もうそこもちょっと道も通られない状況になりますんで、ちょっと私もつくれるような状況じゃないもんで、そういうところもあります。ですので、確かに、現状はですね、作付されて収穫されてませんが、もう1年もするしないうちに、隣をを多分見られたと思うんですけど、実は笹だけですかね、がいっぱい生えている状態で、すぐ1年も2年のうちに戻るんですよ。ですんで、なかなかその、現状で、もう耕作しないってなったらもうすぐそういうふうになるので別の用途でですね、使っていただけるほうが、この地区ちゅうか、この水の上のところはですね、耕作しにくいのかなということはあると思います。多分、今日、現地班で見られた方は分かると思いますが、両サイドは多分そういうふう荒れていたかと思います。ただここだけがですね、昨年までつくられた関係でそういうふうに見えるのかなということは、ありますんで、その判断はもう皆さんにお任せしますんで、はい。私の見解といいますか、感想としてはそうしか言いません。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、ありがとうございます。この図面の周りはですね以前からかな、非農地をして、現況はもう木が植わって畑に農地の状態じゃなかもんで、言われるのも、分かったかなと思うとばってんか、この写真だけで、判断してもらうしかなかもんで、皆さんの意見を聞いてからって思ったもんでから、はい、ほかに何か意見のあれば。

○9番委員（松本 廣幸君） えーとですね、非農地判断の基準がですね。農地パトロールとかするときですね、ちゃんとした基準があったんじゃないんですかね。農地パトロールがあるときに非農地にするかせんかとか、毎年回るでしょ。そんなときにやっぱりそういう基準というものがあつたような感じがするんですけど、なかったですかね。非農地判断に対しての基準。黄色とか赤の、あれとは全然、考えんでよかですかね。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 非農地のですね判断の基準といいますのが、今言われた緑とか赤とか黄色とかいうような、3種に分かれています。赤的な状況であれば重機等を使用しないと、農地に復元が難しいということで、非農地判断になるというような判断基準になっていますけれども、そのような荒れ具合というよりも、もう一つ観点で、その地域の中で著しく生産性の低い農地、復元しても農地として継続して利用していくことが難しいと見込まれる農地、例えますと、どなたかつくっていただけませんかというのに対して、いやこのような農地はつくれないですというような、そういう農地については、積極的に非農地判断をしていくという基準はあります。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 今日の現地調査のときにも、昨年かな、大雨のときに、百太郎溝からの越水で、3分の1ぐらいは、この畑が使ってきたという報告は、聞いたんですよ。大型トラクターも入らんなら、非農地としての判断、でもよかったかなって思いますが、皆さんの意見は、どうですか。

○19番委員（宮原 久子君） すいません。近くに、幼稚園があるんで、やっぱりこう、非農地にして荒らしてうっちゃけば、景観的にもよくないかなあとは思ってますけど、どげんか、大きい農家さんに斡旋するんじゃないかと、家庭菜園ぐらいの規模の農家さんとかは、どげんですかね。つくれるような農地じゃないとですかね。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 話では、やはり、排水は悪いそうです。こっちの、百太郎側に、幅2mぐらいの、道路つちゅうか搬入路はあつとばってんか。それでさっき局長が言ったごと、生産性は低いと思うとばってんか。

○9番委員（松本 廣幸君） はい。午前中私も現地を見てきたんですけど、実際ならば、農地転用申請で本当はできるような感じなんですけど、第1種農地というくくりがあるだけで転用ができないという、しかし第1種農地でありながら、農振除外地で、周りの状況を見ても、周りの農区農地に影響を及ぼすということが全然ないような状況でしたので、さっき局長から言われた要件を満たすのであれば、柔軟な対応もいいんじゃないかなと判断をしました。私の意見はそういうことです。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかに何かなかですか。

○1番委員（廣瀬 孝喜君） すいません。よかですか。はい、これ本人さんは非農地にしてもよかて思っといやっつとですか。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 一応本人さんからの届出です。

○1番委員（廣瀬 孝喜君） やっぱあれでしょう、非農地して雑種地にすれば、固定資産税が多分上がると思うとですよ、農地じゃなかれば。そこんところ、面積の広かけんですね、雑種地になって、固定資産税が多分上がっちゃうなかかなと私は思うとですけど、そがんとこは御理解して、しよいやっつとですかね。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい、本人さん申請なので、当然了解されたものと考えます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。

○4番委員（藤本 勇二君） 4番藤本ですが、今朝、現地確認に行かれた人のみんなの御意見を聞きたかったんですけど。今、松本さんはそういう御意見やったんですけど、ほかの人の御意見も聞きたいんですけど。

○25番委員（緒方 信三君） 私も、局長の言われるように、同じ意見です。

○24番委員（深松 守君） 24番の深松です、今日見た限りでは、確かに、5反ぐらいあって、広い土地ではあるんですが、そこに行く搬入路自体も狭く、今の大型機械はとてもしゃないけど入れない。それについて、そこに搬入をするところの近くももう既に非農地になってるっていうのを考慮すれば、致し方ないってところも、あるのかなってというのは今日の私の意見です。以上です。

○20番委員（橋口 京美君） 百太郎の土手とか堤防と道が何か一緒だったんですよ。大雨が降ると、

ほんと水が、入ってくる、水はけが悪いついていうのをお聞きして、仕方ないのかなと思いました。

○10番委員(橋口 丈一君) 10番橋口です。隣の松本委員の考えに反するかもしれませんが、やはり地権者の方は恐らく何か、今日現地でも話しましたように、例えば太陽、ソーラー発電、とか何か業者が来てるんじゃないかなと、こっちの臆測ですけどですね。そういうことを考えますと、しばらく時間をおいた継続審議なんかじゃ駄目でしょうかね。そのようにも思いました。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) この案件は報告事項なもので、継続審議とかっていうにはできませんので、もう一応、皆さんの総意で、決めたい。結果を出したいと思いますので、よろしいでしょうか。はい。今の報告第3号のですね、農地に該当するか否かの判断について、特別意見というか、反対はなかったということで、承認してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それで報告第3号を以上で終わります。

#### 日程第5 報告第4号 農地の賃借料情報の提供について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、報告第4号、農地の賃借料情報の提供についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) それでは報告いたします。資料は15ページを御覧ください。令和5年1月から12月までに締結された賃貸借について、10アール当たりの賃借料を掲載しています。最初に、地目について、各地区の平均額と前年からの増減額を報告します。上地区1万9,000円、3,100円の減。免田地区、2万100円、400円の増。岡原地区1万7,600円、2,100円の減。須恵地区1万5,900円、2,300円の減。深田地区1万4,500円、4,300円の減。あさぎり町全体では、1万9,100円、1,100円の減。次に、地目畑の平均額と前年からの増減額について、あさぎり町全体では7,400円、600円の減となっております。以上、報告いたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

○3番委員(田崎 洋一郎君) 3番田崎です。須恵地区、深田地区が何か抜きん出て低く、というのはやっぱり、たまたま令和5年がそういう契約が多かったかなとゆうように思うんですけど、これはちょっと今、借りる貸す人が見れば、借りるほうはここまで安せるとかして、貸すほうはこぎゃん安かんと言われることがありますよね。だからもうちょっとこういう、その年だけの平均ではなくて、過去3年ぐらいの平均でせんと、やっぱり上がったり下がったりが激しかです毎年、特に須恵地区は、地主さんが溝費とか払う人が多いもので、これを引かれると、1万ちょっとになっですよね。ですから私は、1等地あたりはせめて2万円はキープしていったほうがいいのかあとと思うんですが、1年1年その年だけたまたま低いときが多いときに、多分こうなったと思うんですよね。そして、たった1年で3千円、2千幾らか。やっぱり地主さんも借りる方も貸す方もちょっと戸惑いがあるのかなと思います。この表、金額の出し方をちょっと考えていただければと思いますが。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) これは農地バンクの契約も含めての集計かな。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) 今ですね、算出の方法につきましては、他の担当がやってるものですから、その辺りについては、後で御説明するようにします。また、金額につきましては、少し検討させていただくということでよろしいでしょうか。では、また検討したところで御報告をさせていただきますと思います。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) ほかにありませんか。はいどうぞ。

○18番委員(的射場 洋一君) 18番的射場です。参考までにとということでちょっと聞きたい部分なん

ですが、平均値で出してありますよね。この場合、平均値ではどうしても極端に高いとか極端に低いが存在すると、数字が分かりにくくなるので、可能なら、中央値のほうでも少し出してもらえれば、比較というか検討の材料になるんじゃないかなとは思うんですけどどうでしょうか。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、今の算出の方法についてですが、そのような考え方、確かにあると思いますので、そのような数値のとり方をしたところでもちょっと、算出してみて検討してみたいと思います。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** ほかにありませんか。よろしいでしょうか。はい。以上で報告第4号を終わります。

#### 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は16ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号21番について、資料18ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、面積は2,332㎡です。移転する契約は、家屋を含めて300万円の売買による所有権移転です。資料20ページを御覧ください。譲受人は、今後申請地に野菜を栽培される予定です。以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

○○**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号21番の案件について、10番委員の橋口丈一より報告をお願いします。

○**10番委員（橋口 丈一君）** はい10番委員の橋口でございます。農地法第3条の申請により現地調査をしてきました。報告いたします。譲渡人の方は町外の方で、譲受人の方は町内の方でございます。資料のページは16ページから24ページでございます。所在地は、あさぎり町上西字清水、194-40、地目は畑、2,332㎡の農用地区域外です。23ページを御覧ください。隣接してる土地の地番194-41宅地、1,578.66㎡の併設になります。現地は、清水保育園の北100メートルになります。清水集落の西側の地帯になります。圃場は、前作の後がそのまま、譲受けの方は野菜をつくる予定だそうでございます。特別問題ないかと思われまますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号21番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○**19番委員（宮原 久子君）** はい。譲受けの方は規模拡大です。今後は野菜を販売されていくのでしょうか。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** 今のご質問ですが、家庭菜園というよりも野菜をつくっていきたいということですので、現時点でははっきりとは言えませんが、今後は販売的なことも考えられていくのではないかと思います。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** よろしいでしょうか。はい、ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号21番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号21番の案件については、原案のとおり決定しました。

#### 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は25ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号20番について資料27ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、転用面積は976㎡です。移転する内容は、総額60万円の所有権移転で、転用の目的は物置倉庫及び駐車場です。資料29ページを御覧ください。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団にある第1種農地です。しかし、申請地周辺で事業を営む者の業務上必要な施設であることと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、物置倉庫及び駐車場への転用は可能です。資料31ページから事業計画書、資金計画書、残高証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号21番について、資料は35ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は台帳現況ともに田、転用面積は323㎡です。移転する内容は、贈与による所有権移転で、転用の目的は個人住宅及び進入路です。資料37ページを御覧ください。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、おおむね300メートルの範囲内にあさぎり駅がある第3種農地であることから、個人住宅及び進入路への転用は可能です。資料39ページから事業計画書、資金計画書、住宅ローン事前審査結果書、土地改良区意見書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号20番の案件について、25番委員の緒方委員より、申請番号21番の案件について、9番委員の松本委員より報告をお願いします。

○25番委員（緒方 信三君） はい、25番委員の緒方です。農地法第5条の規定による許可申請、申請番号20番の案件について、午前中現地調査の結果を報告します。資料は26から33ページになります。29ページを御覧ください。場所は上小学校から南へ約500メートル、上薬師保育園の隣です。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。申請地には物置倉庫及び駐車場として利用されるとのことです。特に問題はないと思います。皆さん方の御審議方よろしくをお願いします。以上です。

○9番委員（松本 廣幸君） はい、9番、松本です。申請番号21番5条申請について現地の報告をします。資料は、25ページと34ページから44ページになります。場所は37ページを御覧ください。あさぎり駅より、北西おおむね300メートルのところにある集落内の農振地域外の農地です。現状は何も耕作されていませんでした。36ページを見ていただき、右側に、農地がありますが、平屋建てということで、日照など影響はほとんどないと見受けられました。上側の隣接地が譲渡人の住宅で、親子関係になり、譲受人は農業後継者になります。審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号農地法第5条の規定の規定による許可申請について

の説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号20番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号21番の案件について、22番委員は申請された当事者ですので、審議の時間退出をお願いします。それでは質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号21番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。それでは審議が終わりましたので、22番委員の入室を許可します。

#### 日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画(第2回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画(第2回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は46ページから御覧ください。46ページ上段の74番から、63ページの上段の107番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。その下、108番から、65ページ下段の112番までは、新規の賃借権の設定です。66ページを御覧ください。113番から84ページ、132番までは新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料は85ページをお願いいたします。申請番号7番から9番は農業公社が買入れするもの、10番から12番は売り渡すものです。7番の買入れ価格63万円、8番の買入れ価格69万円、9番の買入れ価格63万円、10番の売渡し価格25万6,250円、11番の売渡し価格32万1,065円、12番の売渡し価格41万円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。87ページから89ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第3号、農用地利用集積計画(第2回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画(第2回)について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会第11回総会

を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 起立願います。礼。

閉会 午後2時13分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月9日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 22番 北川 浩臣

あさぎり町農業委員会 署名委員 23番 井手 久美子